

白糠町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 白糠町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画等（以下「形成計画等」という。）の作成と関連する事業の実施に関し必要な協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を白糠町西1条南1丁目1番地1白糠町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画等の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 形成計画等の実施に関する協議に関すること。
- (3) 形成計画等に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員（第1項ただし書に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人
 - (3) 監事2人
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって

当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、白糠町保健福祉部町民サービス課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月14日から施行する。

別表（第4条関係）

※区分については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第1項各号に対応する。

区 分	団 体	委 員
第1号 都道府県又は市区町村	北海道釧路総合振興局地域政策部	地域政策部長が指名する者
	白糠町	町長が指名する者
第2号 交通事業者又は交通施設管理者（道路管理者）	くしろバス（株）	事業者が推薦する者
	（株）三州	
	ジェイ・アール道東トラベルサービス白糠駅	釧路開発建設部長が指名する者
	北海道開発局釧路開発建設部	
	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	
白糠町経済部建設課	建設課長または建設課長が指名する者	
第3号 地方運輸局	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局	釧路運輸支局長が指名する者
第4号 協議会が必要と認める者（公安委員会・利用者・学識経験者等）	北海道釧路方面釧路警察署	釧路警察署長が指名する者
	白糠町連合町内会	団体が推薦する者
	上白糠地区連合会	
	茶路振興協議会	
	縫別地区協議会	
	二股町内会	
	駒の里振興会	
	庶路連合町内会	
	中庶路地区連合会	
	西庶路連合町内会	
	白糠町女性団体連絡協議会	
	白糠町老人クラブ連合会	
	白糠町商工会	
私鉄総連地方労働組合くしろバス支部		
学識経験者	町長が指名する者	